

重要事項説明書

グループホーム ほのぼの宝生園（以下、「事業所」という）が提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を次のとおり説明します。
わかりにくいことがあれば遠慮なくご質問ください。

1 事業者概要

（１）事業所経営法人

法人名	社会福祉法人 多宝会（外効イ）
法人所在地	☎960-8035 福島県福島市本町4-23
電話番号	024-522-6611
代表者氏名	理事長 加藤 貴之
設立年月日	平成9年7月23日

（２）ご利用事業所

事業所名称	グループホーム ほのぼの宝生園
所在地	☎960-2155 福島県福島市上名倉字玉ノ木19-4
介護保険事業者番号	0770101616
営業日	365日 24時間体制
電話番号	024-594-0063
管理者	佐藤 由紀
設立年月日	平成14年7月1日

2 事業所の目的と運営方針

事業の目的	事業所は、自立した生活が困難になった認知症の状態にある要介護者（以下、「利用者様」という）について、共同生活住居において、認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	利用者様が可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事・整容等の基本的生活の適切な介護とその日常生活の支援及び健康管理、機能訓練を行うことにより、利用者様の心身機能の維持を図ると共に、ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るための生活介護サービスの提供を行います。

3 事業所の概要

グループホーム ほのぼの宝生園

(1) 主要な設備

区 分	内 容
利用定員	9名 (1ユニット)
居室(個室)	14.40㎡ ×9室(洗面付)
食堂兼居間	48.00㎡ ×1室
浴室	12.24㎡ ×1室
トイレ	2室

(2) 職員配置

(令和 8年 6月 1日 現在)

職 種	従事するサービス種類、業務	常 勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	管理・監督・指導	1			
計画作成担当者	利用者様のケアマネジメント		1		
介護職員	生活支援	4	1	2	

(3) 職員の勤務体制

職種	勤務体制			
介護職員	夜勤	22 : 00～翌7 : 00	日勤2	8 : 30～17 : 30
	早番	7 : 00～16 : 00	日勤5	10 : 00～19 : 00
	日勤1	8 : 00～17 : 00	遅番2	10 : 30～19 : 30
	日勤3	9 : 00～18 : 00	遅番7	13 : 00～22 : 00

4 事業所が提供するサービスの概要と利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

食 事	(食事時間) 朝食 : 7 : 00 ~ 9 : 00 昼食 : 12 : 00 ~ 13 : 30 夕食 : 18 : 00 ~ 19 : 30 利用者様の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、その方の能力に合わせた適切な援助を行います。
入 浴	利用者様の状況に応じ、適切な入浴の介助と、入浴の自立の援助を行います。週2回の入浴又は清拭を行います(体調等により、入浴回数は変化いたします)。
日常生活	利用者様の状況に応じて、食事・離床・着替え・排泄・整容等について必要な援助を行います。レクリエーションは自由参加とし、自己決定を尊重いたします。
機能訓練	利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持について支援を行い、身体機能低下を予防するように努めます。
健康管理	利用者様が有する疾病等を理解すると共に、状態の把握と健康管理を行います。 主治医等との連携を基に身体状況や精神状況等について把握し必要な援助措置をいたします。
相談及び援助	利用者様とそのご家族からのご相談に応じます。

(2) 介護保険の給付対象になるサービス利用料金

利用者様にご負担いただく利用料金は、次表のとおりです。利用者様の要介護度に応じたサービス利用料と加算とがあります。

区 分	自己負担額				内容の説明
	負担割合	1 割	2割	3割	
利 用 料 (基本報酬)	要支援2	¥761	¥1,522	¥2,283	1日あたりの負担額です。
	要介護1	¥765	¥1,530	¥2,295	
	要介護 2	¥801	¥1,602	¥2,403	
	要介護 3	¥824	¥1,648	¥2,472	
	要介護 4	¥841	¥1,682	¥2,523	
	要介護 5	¥859	¥1,718	¥2,577	
加 算	初期加算	¥30	¥60	¥90	利用開始日から30日以内、入院期間が30日を超える場合、退院日から30日以内
	医療連携体制加算Ⅰ Ⅷ	¥37	¥74	¥111	
	認知症専門ケア加算Ⅰ	¥3	¥6	¥9	認知度Ⅲ以上の方
	認知症チームケア推進加算Ⅱ	¥120	¥240	¥360	1月あたりの負担額です
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	¥22	¥44	¥66	
	科学的介護推進体制加算	¥40	¥80	¥120	1月あたりの負担額です
	栄養管理体制加算	¥30	¥60	¥90	1月あたりの負担額です
	協力医療機関連携加算	¥100	¥200	¥300	1月あたりの負担額です
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	¥10	¥20	¥30	1月あたりの負担額です
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	¥10	¥20	¥30	1月あたりの負担額です
退居時情報提供加算Ⅰ	¥250	¥500	¥750	1月あたりの負担額です	

※介護報酬に係る利用者様負担金合計の22.8%を新処遇改善加算として負担いただきます。

(3) 介護保険の給付対象にならないサービス利用料金

介護保険の給付対象外分の利用者様負担金は、次表のとおりです。

※入居一時金の取り扱いについては、ございません。

家賃	居室使用料 ￥35,000 /月
水光熱費	基本料金 ￥3,500 /月 使用料金 ￥600 /日 × 利用日数
食費	食材料費 ￥1,700 /日 × 利用日数
特別な食事の提供	利用者様の希望に基づいて特別な食事を提供した場合要した費用の実費
親睦会費	￥800 /月
日常生活費	事務管理費 ￥1,500 /月 預り金の管理、帳票類の費用・通信費・機器保守費・事務に関する運営維持費用。
その他の費用	・レクリエーション及び行事の材料費 ・ ・ ・ ・ ・ 実費 ・理美容代 ・ ・ ・ ・ ・ 実費 理美容店の出張サービスを利用いただけます ・健康管理費(インフルエンザ予防接種) ・ ・ ・ ・ ・ 実費 (65歳以上の高齢者の場合市町村の補助があります) ・振替手数料 ・ ・ ・ ・ ・ 実費
個人の嗜好品や個別の生活上の必要物品の持込は自由です。尚、購入等する場合は実費となります。	

(4) 利用料金のお支払方法

前記(2)(3)の料金・費用は月末締めにて1ヵ月ごとに計算しご請求します。ご指定いただきました金融機関の口座より、利用月の翌月20日または27日に引き落としを致します(20日または27日が土・日・祝祭日の場合は、金融機関の翌営業日となります)。1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

5 利用中の医療の提供及び緊急時の対応

医療を必要とする場合は、利用者様の希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません)また、サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合、感染症等の発症により治療を要する場合には、事前の打合せに基づき、ご家族(身元引受人)、後見人、主治医、救急医療機関に連絡します。

協力医療機関	医療機関名称	医療法人 白寿会 福島中央病院
	所在地	福島市吉倉字谷地52番地 電話 546-4911
	診療科	内科・呼吸器科・循環器科・整形外科・アレルギー科
	入院設備	有(27床)
	救急指定の有無	有
	医療機関名称	財団法人脳神経疾患研究所付属 南東北福島病院
	所在地	福島市荒井字壇の腰11番地 電話 593-5100
	診療科	脳神経外科・内科・循環器科・外科
	入院設備	有(233床)
	救急指定の有無	有
	医療機関名称	いぬい歯科医院
	所在地	福島市陣場町8-27 電話 522-4325
	診療科	歯科
	医療機関名称	エルダーランド訪問看護ステーション
	所在地	福島市吉倉字谷地31番地1 電話 546-6222
	診療科	訪問看護

6 事業所が提供するサービスについて相談・要望・苦情等の窓口

(1) 事業所における苦情の受付

- ◇ 受付窓口(担当者) 市川佐知子
- ◇ 苦情解決責任者 佐藤 由紀
- ◇ 受付時間 午前9時～午後5時まで
- ◇ 電話番号 024-594-0063

苦情の受付は、面接、電話、書面等により随時受け付けます。

苦情受付担当者が受け付けた苦情は、苦情解決責任者(管理者)と第三者委員会に報告します。

苦情申立人に対し、苦情解決結果の報告書を速やかに提出します。

審査結果に不服等があった場合、福島県運営適正化委員会へ報告し対応します。

(2) 苦情解決第三者委員における苦情の受付

- 小熊敬子(人権擁護委員) 福島市上鳥渡字八貫地21-1 電話024-593-2248
- 阿部国敏(多宝会評議員) 福島市土湯温泉町字下ノ町25 電話090-4631-3088

佐藤千秋（多宝会評議員） 福島市土湯温泉町字上ノ町18-101

電話090-7526-7199

渡邊あゆ美（多宝会評議員） 福島市松川町字天王原3

電話080-1802-5148

（3）行政機関その他苦情受付機関

- ◇ 各市町村の介護保険担当課 福島市 電話024-525-6587
- ◇ 福島県国民健康保険団体連合会 電話024-528-0040
- ◇ 福島県運営適正化委員会 電話024-523-2943

7 運営推進会議の開催

- （1） 「地域密着型サービス事業所」として、そのサービス内容を地域に明らかにする事によって、適正なサービスが行われるかを公表します。
- （2） 運営推進会議に出席する者から客観的な意見や改善提案が出されることにより、事業所のサービス向上に繋げていきます。
- （3） 運営推進委員のメンバーとして、福島市または地域包括支援センターの職員・地域代表者・利用者様及びそのご家族・管理者・事業所職員とします。
- （4） 会議は、概ね2か月に1回開催をします。

8 地域との連携について

地域との協力関係を築き、住み慣れた地域で安全で安心した生活を送れるように、地域住民や自治組織等との連携及び交流を図ります。

9 災害・非常時の対応（業務継続計画の策定）

非常災害に備え、防災計画書を作成しています。また、防災計画に基づき日中帯及び夜間帯を想定して、避難訓練・通報訓練・救護訓練・消火訓練・搬出訓練等の訓練を定期的実施します。

消防署等による定期的な査察及び、訓練指導を受けます。

建物にはスプリンクラー及び屋内外消火栓、各種の警報設備等を設置しており、第一級の防災事業所です。

非常食は約3日分を備蓄しています。

各設備の定期的な保守点検の実施を行います。（建物・火気・電気配線等・危険物・機械設備・消防設備）

業務継続計画に基づき、感染症や非常災害時においては、利用者様への支援を継続的に実施することに努めます。また、早期の業務再開を図るため、計画に沿った訓練や研修等を従業者に対し実施します。

10 緊急時・事故時の対応

（1）緊急時の対応

利用者様がサービス利用中に容態急変等があった場合、ご家族、後見人へ連絡すると共に関係医療機関と連携し、利用者様の生命の安全を第一に速やかに対応します。

利用者様の病状に急変が生じた場合やその他必要時のため、協力医療機関と協議を得て、対応方法及び連携方法を定め、1年に1回以上協力医療機関へ確認をします。

（2）事故時の対応

利用者様にサービス利用中に事故が発生した場合、ご家族、後見人へ連絡すると共に関係医療機関と連携し、利用者様の生命の安全を第一に速やかに対応をします。

サービスの提供に伴って、管理者の責めに帰すべき事項により、利用者様の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者様に対して、その損害を賠償します。

11 衛生管理及び感染対策について

利用者様の使用する食器その他の設備又は飲料に供する水については衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行います。

施設内で感染症発生時は、蔓延しないよう必要な措置を講ずるように努めます。

事業所における感染症予防及び蔓延防止のための指針を整備します。従業者に対し、感染症予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施します。

12 高齢者虐待防止について

事業所では、利用者様等の人權の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。また、虐待を発見した際には速やかにこれを市町村に通報します。

- ・ 研修等を通じて、従業者の人權意識や知識の向上に努めます
- ・ 個別支援計画の作成等適切な支援の実施に努めます
- ・ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます

13 身体拘束について

事業所では、利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等はいりません。また、事業所では、身体拘束適正化を図るための指針の整備と対策検討する委員会を開催し、介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を行い知識と技術の向上に努めます。

14 入所中の安全並びに介護サービスの確保等

事業所では、利用者様の安全並びに介護サービスの質の確保を検討するための委員会を開催し、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るよう努めます。

15 ハラスメント対応措置について

- ・ 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ・ 精神的暴力（個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）
- ・ セクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

16 第三者による評価の実施状況

第三者による評価実施状況	① あり	実施日	令和7年 12月 15日
		評価機関名称	NPO法人 福島県福祉サービス振興会
		結果の開示	WAMNET
	2 ない		

17 重度化介護に係る指針

（1）重度化介護の基本理念

グループホームにおいて、重度化介護を実践する意義は、介護保険法の基本理念である「利用者の尊厳の保持」を具現化することにあります。事業所で実践する重度化介護は「その人らしい生活の保持」という理念を実現することにより、本人が重度化した場合の介護を行う場所及び治療等について利用者様本人の意思を最大限に尊重すると共に、ご家族の意向を尊重して行うことを旨とします。

（2）重度化介護の視点

利用者様が重度化した場合、安全で安心した生活を継続して行っていくことができるかを十分話し合い、当事業所での対応について事前に理解を得ます。

- 一 事業所における医療体制への理解
常勤医師の配置がない
協力医療機関及び主治医と連携し24時間の連絡体制を確保し、必要に応じた健康上の管理等に対応します。
- 二 病状の変化等に伴う緊急時の対応
緊急連絡、緊急対応マニュアルに基づき医療機関と連携を図り対応します
- 三 ご家族との24時間の連絡体制を確保します

四 重度化介護に対するご家族の同意を得ます

(3) 重度化介護の具体的支援内容

- 一 身体的ケア
 - バイタルサインの確認
 - 発熱、疼痛への配慮
 - 適切な栄養と水分補給への対応
 - 適切な排泄ケアへの対応
 - 生活環境の整備・清潔保持への配慮
 - 安寧、安楽への配慮
- 二 メンタルケア
 - 精神的苦痛の緩和を図る
 - 適切なコミュニケーションを図る
 - プライバシー確保への配慮
- 三 看護処置
 - 医師の指示に基づく必要な処置を訪問看護職員によって行う
- 四 ご家族に対する支援
 - 利用者様とともに落ち着ける生活環境の確保
 - 身体的、精神的負担軽減への配慮
 - 要望や心配事への適切な対応及び配慮

(4) 重度化介護の具体的方法

- 一 重度化介護の開始時期

重度化介護の開始については、医師により一般的に認められている医学的見地から回復の見込みがないと判断され、かつ医療機関での対応の必要性が薄いと判断された場合です。さらに、医師より、利用者様及びご家族に説明を行い理解を得た上で重度化介護に関する計画を作成し、同意を得て実施されるものです。
- 二 医師よりの説明

医師が、重度化介護の必要性があると判断した場合には、管理者及び介護職員とともに、利用者又はご家族へ説明を行います。この際事業所でできる重度化介護の内容、体制についても説明を行います。

説明を受けた上で、利用者様又はご家族は、事業所での介護を希望するか、あるいは自宅での生活等を希望するかを確認するとともに事業所以外での介護を希望する場合でも、事業所はそれに向けた支援を行います。
- 三 重度化介護の実施

ご家族が事業所内で重度化介護を行うことを希望した場合は、サービス計画作成担当者は医師、管理者、訪問看護職員、介護職員等と協働して重度化介護の計画を作成します。なお、この計画は医師からの利用者様及びご家族への説明前に作成しておき、その際に同意を得ることとします。

重度化介護の実施に関しては自室で対応します。なお、ご家族が宿泊を希望する場合には、それに向けて対応します。

重度化介護を行う際は、医師、管理者、介護職員等が共同で週に1度以上はご家族への状況説明を行い同意を得る。

事業所の全職員は、利用者様が尊厳を持つ一人の人間として安らかな生活が送れるように利用者様又はご家族の身体的精神的支えになるような支援に努めます。

(5) 緊急時の連絡と対応について

緊急事態発生時には、事業所の緊急時の連絡・対応マニュアルに沿って迅速かつ適切な対応を行います。

(6) 協力医療機関との連携体制

事業所は、協力医療機関である医療法人白寿会福島中央病院との連携により、365日、24時間の連携体制を確保して、必要に応じて健康上の管理等に対応します。また、福島中央病院以外の医療機関を希望される場合は、その医療機関との連携が築けるように努めます。

(7) 入院期間の費用について

入院期間中の事業所での生活に係る費用については、介護報酬の1割負担額については算定できません。ただし、実費徴収となる家賃、食費、水光熱費、日常生活費については、居室を確保しているため家賃及び水光熱費の基本額は請求し、実態を伴わない食費、日常生活費に対しては請求しないものとします。

(8) 責任者

重度化介護及び緊急時対応については、管理者を責任者とします。

18 事業所をご利用する際にご留意いただく事項

事業所のご利用にあたり、他の利用されている方々の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

来訪・面会	面会時間は、9時～18時です。また、時間外に面会を希望される場合は、事前にご連絡願います（なお、21時～翌8時の面会はできません）。また、面会の際は、受付の面会簿に署名いただきますようにご協力を願います。
居 室	居室入口に表札が必要な場合は本人並びにご家族様が自由に選択することができます。居室入口ドアには「鍵」が設置してあります。尚、利用者様本人が使用の希望がない場合または、心身状況などにより管理が困難な場合は事業所で管理させていただきます。
外出・外泊	利用者様ご本人の体調に問題がなければ、いつでも自由に外出・外泊できます。尚、外出・外泊の際は必ず行先と帰園日時を職員に申し出てください。
設備・器具使用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	決められた場所以外での喫煙はお断りします。
迷惑行為	騒音等他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者様の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動・政治活動	事業所内での他の利用者様に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

19 その他

高額介護サービス費給付の制度

介護保険サービスを受け、1ヶ月間に支払った自己負担額（原則保険対象サービス費用の自己負担額）が下記の上限額を超えたとき、市町村に申請することにより超えた分が高額介護サービス費として、払い戻される制度です。（令和3年8月利用分から適用）

対象となる方	上限（月額）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）※
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）※
市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）※
世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方	44,400円（世帯） ※同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者様負担割合が1割の世帯に年間上限額（446,400円）を設定
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）※
前年の合計所得額と公的年金収入	24,600円（世帯）※

	の合計が年間80万円以下の方等	15,000円（個人）※
生活保護を受給している方等		15,000円（世帯）※

※ 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。